

子 発 ※ 第 ※ 号  
令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

※※※ 殿

厚生労働省子ども家庭局長

令和2年度社会的養護出身者ネットワーク形成事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「令和2年度社会的養護出身者ネットワーク形成事業実施要綱」により行うこととし、令和※年※月※日から適用することとしたので通知する。

## 令和2年度社会的養護出身者ネットワーク形成事業実施要綱

### 第1 事業の目的

児童養護施設等を退所等した者（以下「社会的養護出身者」という。）は、保護者がいない又は保護者がいる場合であっても虐待等の理由により、保護者からの支援を受けづらい状況にある。

そのような社会的養護出身者が、退所等した後も円滑な社会生活を送ることができるよう、継続的な支援を充実していくことに加え、孤立を防ぐことが必要である。

本事業は、社会的養護出身者同士がその支援者団体等も含め繋がり、交流を深め、意見を表明する機会等を確保することで、社会的養護出身者の孤立を防ぐとともに、社会的養護出身者が抱える課題等を把握し、継続的な自立支援に繋げることを目的とする。

### 第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

### 第3 事業の内容

実施団体は、以下の事業を実施すること。

#### （1）社会的養護出身者等の交流会

支援者団体も参加のうえ、社会的養護出身者同士の繋がりを形成し、交流を深められる会（交流会）を、新型コロナウイルス感染症に留意し、オンライン形式で開催すること。

（例：社会的養護出身者同士が各々の活動内容や意見等を発信したり、支援者団体や地方自治体職員等の関係者と意見交換や情報共有したりする等。）

交流会の開催にあたっては、特定の地域や特定の団体等に限定せず、全国から社会的養護出身者が参加し、互いに交流できるとともに、支援者団体をはじめ社会的養護関係者、地方自治体職員等、様々な関係者が広く参加（300～400名程度の参加者を想定）できるよう、以下の点に留意すること。

- ①社会的養護出身者、支援者団体、社会的養護関係者、地方自治体職員等へ広く案内すること。
- ②交流会の開催まで十分な周知期間を設けること。
- ③交流会の参加費については、無料とすること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況にもよるが、参加者が会場に集う形式で開催することも想定すること。

なお、参加者が会場に集う形式にて開催する場合は、交流会の参加に要する旅費（宿泊料含む）について、社会的養護出身者が経済的理由により参加を見送ることがないよう、自己負担を軽減する措置を講じること。

交流会の内容（各社会的養護出身者の活動内容・意見や、支援者団体や地方自治体職員等の関係者との意見交換の内容等）をとりまとめた報告書を作成し、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課に提出すること。

## （２）周知・啓発活動

社会的養護出身者や支援者団体の活動内容、行政の支援施策等について、社会的養護出身者をはじめ関係者間で共有するとともに、広く周知・啓発を行うこと。

（例：団体や活動内容を紹介するリーフレットやwebサイト等の作成等）

## （３）その他

（１）、（２）の他、効果的な取組があれば、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課に協議のうえ、実施を検討すること。

## （４）実行委員会の設置

実施団体は、上記（１）～（３）の事業を実施するにあたり、社会的養護出身者が中心となって参画する実行委員会を設置し、参画者が互いに協力して各事業の企画・運営を行うことができるようにすること。

なお、実行委員会の参画者については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議のうえ決定すること。

## （５）留意事項

上記（１）～（４）の事業を実施するにあたり、社会的養護出身者のプライバシーへの配慮について徹底すること。

## 第５ 事業の実施方法

実施団体は、第３に規定する事業を実施するにあたり、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議のうえ、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

## 第６ 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 第7 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

## 第8 その他特記事項

### 1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

### 2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

### 3. 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。